

よくある質問

被扶養者認定時の年間収入取扱い変更

Q1	今回の変更で被扶養者の年間収入の考え方はどのように変わりましたか。
A1	<p>《これまで》 認定対象者の過去の収入、現時点の収入、将来の収入の見込み等から所定外賃金も含めて総合的に判定。</p> <p>《認定日が令和8年4月1日以降》 収入が「給与収入のみの方」に限り「労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入」に基づき判定。 労働契約段階では見込み難い時間外労働に対する賃金等は、年間収入には含めず判定します。※固定残業（みなし残業）として明記されている場合は年間収入に含めます。</p>

Q2	今回の変更で添付書類はどのように変わりましたか。
A2	<p>《これまで》 直近の給与明細3か月分または直近の源泉徴収票等</p> <p>《認定日が令和8年4月1日以降》 次の2点をご提出ください。 ・労働契約内容が確認できる書類（労働条件通知書や雇用契約書等） ・「給与収入のみである申立て欄」が追加された被扶養者認定資料</p>

Q3	今回の変更の対象者を教えてください。
A3	<p>《対象となる方》 給与収入のみの方</p> <p>《対象とならない方》 給与収入以外の収入がある方（年金収入、自営業の方、不動産収入、土地、家屋、駐車場などの賃貸収入、利子・投資収入、株式配当金、有価証券利子、雇用保険失業給付金、傷病手当金、出産手当金、育児休業給付金等）</p>

Q4	労働契約内容が確認できる書類がない場合はどうしたらよいですか。
A4	これまでどおり、直近の給与明細 3 か月分または直近の源泉徴収票等をご提出ください。

Q5	「労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入」とはどのように算出しますか。
A5	労働契約内容が確認できる書類（労働条件通知書や雇用契約書等）において規定される時給・労働時間・日数等を用いて算出します。

Q6	労働契約の内容により年間収入が判定できない場合にはどのように判定されますか。 (シフト制により労働時間の記載が不明確、契約期間が 1 年に満たない場合等)
A6	労働契約内容による年間収入の判定ができないため、従来どおり給与明細書等により年間収入を判定いたします。

Q7	いつの認定分から対象となりますか。
A7	<p>認定日が令和 8 年 4 月 1 日分からです。</p> <p>例1) 4 月3日に申請書類を健康保険組合に提出。認定日を3/21付で申請 →対象外 これまでどおり、収入に関する添付書類は直近の給与明細 3 か月分または直近の源泉徴収票等をご提出ください。</p> <p>例2) 4 月3日に申請書類を健康保険組合に提出。認定日を4/1付で申請 →対象 収入に関する添付書類は下記 2 点のいずれもご提出ください。 ・労働契約内容が確認できる書類（労働条件通知書や雇用契約書等） ・給与収入のみである申立て欄が追加された被扶養者認定資料</p>